

陸上自衛隊中央会計隊の組織等に関する訓令

陸上自衛隊訓令第41号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、陸上自衛隊中央会計隊の組織等に関する訓令を次のように定める。

昭和35年10月22日

防衛庁長官 江崎 真澄

## 陸上自衛隊中央会計隊の組織等に関する訓令

改正 昭和48年7月13日隊訓第33号	昭和53年1月13日庁訓第1号
平成10年3月20日隊訓第11号	平成14年3月26日隊訓第36号
平成19年1月5日庁訓第1号	平成19年3月27日省訓第10号

（目的）

第1条 この訓令は、陸上自衛隊中央会計隊（以下「中央会計隊」という。）の任務及び組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 中央会計隊は、陸上自衛隊の金銭会計に係る審査、経費及び収入に関する調査及び統計、給与に関する計算の電子計算機処理、債権管理及び歳入徴収に関する業務並びに陸上幕僚長の定める役務の調達に関する契約に関する業務を行うとともに、陸上幕僚監部及び陸上幕僚長の指定する部隊等に係る金銭会計に関する業務を行なうことを任務とする。

（中央会計隊長）

第3条 中央会計隊の長は、中央会計隊長（以下「隊長」という。）とし、陸将補をもって充てる。

2 隊長は、防衛大臣の指揮監督を受け、中央会計隊の隊務を統括する。

（副隊長）

第4条 中央会計隊に、副隊長1人を置き、一等陸佐をもって充てる。

2 副隊長は、隊長を助け、隊長に事故があるとき又は隊長が欠けたときは、隊長の職務を行なう。

（内部組織）

第5条 中央会計隊に、総務科、審査科、電計科、債権歳入科、契約科及び業務科を置く。

（総務科）

第6条 総務科においては、次の業務をつかさどる。

- （1）公印の保管に関する事。
- （2）公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- （3）人事に関する事。

- (4) 福利厚生に関すること。
- (5) 健康管理に関すること。
- (6) 秘密の保全に関すること。
- (7) 業務の能率的運営及び業務改善に関すること。
- (8) 教育訓練並びに組織、定員及び定数に関すること。
- (9) 物品に関すること（整備に関するものを除く。）。
- (10) その他隊長から命ぜられた事項に関すること。

(審査科)

第7条 審査科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 金銭会計に係る計算書及び証拠書類等の審査及び報告に関すること。
- (2) 経費に関する決算書類の審査集計に関すること。

(電計科)

第8条 電計科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入に関する調査及び統計に関すること。
- (2) 給与に関する計算の電子計算機処理に関すること。

(債権歳入科)

第9条 債権歳入科においては、債権管理及び歳入徴収に関する事務をつかさどる。

(契約科)

第10条 契約科においては、物品及び役務の調達その他の契約に関する事務をつかさどる。

(業務科)

第11条 業務科においては、給与、旅費その他の支払及び収入に関する事務をつかさどる。

(科長)

第12条 科に、科長を置く。

2 科長は、隊長の命を受け、科務を掌理する。

(委任規定)

第13条 この訓令に定めるもののほか、中央会計隊の内部組織に関し必要な事項は、隊長が定める。

附 則

この訓令は、昭和35年10月22日から施行する。

附 則 (昭和48年7月13日陸上自衛隊訓令第33号)

この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則 (昭和53年1月13日防衛庁訓令第1号)

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則 (平成10年3月20日陸上自衛隊訓令第11号)

この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日陸上自衛隊訓令第36号)

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日防衛庁訓令第1号) 抄

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。  
附 則（平成19年3月27日防衛省訓令第10号）  
この訓令は、平成19年3月28日から施行する。